

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」開催要綱 (改訂)

1 背景・目的

ブロードバンドインフラの普及やスマートフォン等の端末の多様化等を背景に、デジタル化が社会全体で急速に進展する中、放送の将来像や放送制度の在り方について、「規制改革実施計画」や「情報通信行政に対する若手からの提言」（令和3年9月3日 総務省情報通信行政若手改革提案チーム）も踏まえつつ、中長期的な視点から検討を行う。

2 名称

本会は「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」と称する。

3 検討項目

- (1) デジタル時代における放送の意義・役割
- (2) 放送ネットワークインフラの将来像
- (3) 放送コンテンツのインターネット配信の在り方
- (4) デジタル時代における放送制度の在り方
- (5) その他

4 構成及び運営

- (1) 本会は、総務大臣の検討会として開催する。
- (2) 本会の構成員は、別紙のとおりとする。
- (3) 本会に、総務大臣があらかじめ指名する座長を置く。
- (4) 座長代理は座長が指名する。
- (5) 座長代理は座長を補佐し、座長不在のときは座長に代わって本会を招集する。
- (6) 座長は、必要に応じ、構成員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (7) その他、本会の運営に必要な事項は座長が定めるところによる。

5 議事の取扱い

- (1) 本会の会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (2) 本会の会議で使用した資料については、原則として総務省のホームページに掲載し、公開する。ただし、公開することにより当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害するおそれがある場合その他座長が必要と認める場合については、非公開とする。
- (3) 本会の会議については、原則として議事要旨を作成し、総務省のホームページに掲載し、公開する。

6 その他

本会の庶務は、情報流通常行政局放送政策課が、同局情報通信作品振興課、放送技術課、地上放送課及び衛星・地域放送課の協力を得て行うものとする。

(別紙)

「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」構成員名簿

(敬称略・座長を除き五十音順)

<構成員>

(座長) 三友 仁志	早稲田大学大学院アジア太平洋研究科 教授
飯塚 留美	一般財団法人マルチメディア振興センター ICTリサーチ＆コンサルティング部 シニア・リサーチディレクター
伊東 晋	東京理科大学 名誉教授
大谷 和子	株式会社日本総合研究所 執行役員法務部長
奥 律哉	電通総研 フェロー
落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
瀧 俊雄	株式会社マネーフォワード 執行役員 CoPA Fintech研究所長
長田 三紀	情報通信消費者ネットワーク
林 秀弥	名古屋大学大学院法学研究科 教授
森川 博之	東京大学大学院工学系研究科 教授
山本 龍彦	慶應義塾大学大学院法務研究科 教授
山本 隆司	東京大学大学院法学政治学研究科 教授

計12名

<オブザーバ>

日本放送協会

一般社団法人日本民間放送連盟

一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟